

# アトリウム 利用申込書

申込日 令和 年 月 日

ふりがな				
団体名				
ふりがな	ふりがな			
代表者氏名	担当者氏名			
担当者連絡先 ※代表者ではありません	住所：〒 -			
	電話：	携帯：	FAX：	
利用日	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( ) 終日			
展示時間	時 分 ~ 16時00分		最終日 15:30 まで	
スタッフ数	人	物品販売 有 ( ) m <sup>2</sup> ・ 無	販売内容	
展示会名				
展示内容				
	主な展示物 (チェック欄) <input type="checkbox"/> 花と緑と自然の普及啓発に関する内容である	(例：植物、絵画、写真 など)	展示数 点	
貸出備品	予定数量	予定金額	決定数量	決定金額
	長机(@200) ( )	【 円 】	長机(@200) ( )	【 円 】
	ベニア机 (@200) ( )	【 円 】	ベニア机 (@200) ( )	【 円 】
	イス (@100) ( )	【 円 】	イス (@100) ( )	【 円 】
	パネル (@200) ( )	【 円 】	パネル (@200) ( )	【 円 】
	天井用フック (@100) ( )	【 円 】	天井用フック (@100) ( )	【 円 】
	パネル用フック (@100) ( )	【 円 】	パネル用フック (@100) ( )	【 円 】
	額縁 (@100) ( )	【 円 】	額縁 (@100) ( )	【 円 】
合計金額 (予定)		合計金額 (確定)		

(以下、事務所使用欄)

申込書受領日	令和 年 月 日 ( )
受領担当者名	
利用料金	¥
領収書No.	No.
備考	

## 「花と緑と自然の情報センター」諸室利用規定

## ・施設の設置目的

植物園内に平成13年に設置された「花と緑と自然の情報センター」は、長居植物園のビジターセンターとして植物園のインフォメーションや来園者サービスを行うとともに、花と緑に関する情報発信、イベント・講習会等の開催による緑化の専門的な知識及び技術を持つ人材の育成や緑化の普及啓発により、花と緑のまちづくりを推進することを目的とした施設です

## ・利用許可の制限等

## ① 利用許可の制限

大阪市公園条例9条の3に基づき、次に掲げるいずれかに該当するときは、施設の利用を許可できません

ア 公安または風俗を害するおそれがあるとき

イ 施設または附属設備を損害するおそれがあるとき

ウ 管理上支障があるとき

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき

オ その他不適当と認めるとき

## ② 利用許可の取消し等

大阪市公園条例第9条の4に基づき、次に掲げるいずれかに該当するときは、長居パークセンターが施設の利用許可の取消し、制限、停止、または退場を命ずることができます

ア 誤りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき

イ ①の使用許可の制限に定める事由が発生したとき

ウ 大阪市公園条例に違反、またはこの条例に基づく指示に従わないとき

## ③ キャンセル規定

期限日までに本申込がなかった場合、仮予約を取り消し、キャンセル扱いとする

本申込後のキャンセルはできず、利用料金の返金もできかねます

ただし、自然災害やその他不可抗力により施設を休館とした場合や、施設管理者が施設内での事業を中止すると判断した場合については、この限りでなく、利用料金の返金を行います

## ④ 入場の制限

大阪市公園条例第9条の5に基づき、次に掲げるいずれかに該当する来館者に対しては、長居パークセンターが入館を断りまたは退館させることができます。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者で成年者が同伴しない者

イ 他人に危害を及ぼし、または迷惑となる行為をするおそれがある者

ウ 施設または附属設備を損傷するおそれがある者

エ 他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑となる物品または動物を携行する者

オ 施設を利用することがその者にとって危険であると認められる者

カ 管理上必要な指示に従わない者

キ その他管理上支障があると認める者

---

諸室利用に際しては、上記内容と別紙「花と緑と自然の情報センター」利用について十分に理解し、これらを遵守いたします

年 月 日 団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

印